

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年1月26日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第3ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから1年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷等の傾向は依然として継続しており、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は厳しさを増している。

各法科大学院は、このような厳しい状況下にあることを認識し、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組む必要がある。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに2回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第1回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、平成22年1月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、平成22年度入学者選抜の結果を踏まえた第2回の改善状況調査においては、入学者の質の確保に課題を抱えていると考えられる法科大学院を中心に調査を実施し、平成22年9月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底や、その結果に基づく入学定員の見直し等の抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであるが、一方で、一部の法科大学院では、第1回の調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成22年新司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第3回の改善状況調査として、第1回の調査結果で指摘した課題等を中

心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

第1回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（2）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、8校に対してヒアリング調査、28校（ヒアリング調査対象校3校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第1回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（25校）

第1回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（平成23年度以降、学生募集を停止している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

（1）の書面調査及び平成22年新司法試験の結果を踏まえ、新司法試験の合格率、または修了直後の修了者における新司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（8校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（3校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

法科大学院（法曹）志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷といった法曹養成制度を巡る厳しい状況は変わらず、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識の高まりが実感された。

このような意識の下、各法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、

試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化している。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。第1回の改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院については、引き続き重点的または継続的にフォローアップを実施することとし、今回の改善状況調査においては、改善の取組状況に関する所見を示した。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも再三指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院の多くにおいて、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成23年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院適性試験による入学最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

平成23年度の総入学定員が最大時（5,825名：平成17～19年度）と比べて約2割減の4,571名まで削減される見通しとなったことをもあわせて考えると、各法科大学院における入学者の質の確保に関する意識は着実に改善されてきているとよい。

もっとも、数は限られているものの、平成23年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を下回るなど、入学者選抜に課題を抱えている法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学後短期間で学修に耐えない学生が生じたり、学生間で学力や意欲に大きな格差が見られるなどの問題が生じたりしていることが多く、入学者の質の確保の必要性について今一度認識を新たにし、競争性の確保や入学定員の見直しなどの取組を徹底させることが必要と考える。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

一部の法科大学院においては、修了者の多くが修了直後の新司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られる。

このような状況を改善するためには、法科大学院が学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むことなどにより、十分な学力を身につけた者のみを修了させ、学生自身も、当該到達目標を明確に意識して学修し、十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

成績評価及び修了認定の厳格化については、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院においても、GPA制度の導入、成績評価基準の見直し、研究者教員と実務家教員の連携強化や、FD等を通じた教員間での共通認識の形成等、様々な改善の取組がなされていることが確認された。

もつとも、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院もある。例えば、

- ・一部の科目の定期試験において、明らかに基礎的な理解を欠いていると思われる答案に合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・授業科目ないし担当教員により成績評価基準・方法が異なり、あるいは、学期末の筆記試験の結果に加え、中間試験やレポートの評価、平常点を合わせて成績をつける場合において、その成績判定が各教員に任せきりにされており、それが厳格に行われているかを確認することが困難な状況にあるなど、組織としての成績評価管理の体制が未整備である、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、改善の取組の実効性を早急に検証し、改善を果たせるよう組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、各法科大学院では、法曹養成制度を巡る厳しい状況を踏まえ、特別委員会報告の提言や第1回の改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善の取組を強化している。ただし、改善の取組の進捗状況については、別紙に示したとおり法科大学院間で差がある。各法科大学院においては引き続き、組織の在り方の検討や教育内容・方法の改善等に早急に取り組むとともに、改善の取組及びその効果について不断に検証を重ね、実効的に改善を果たせるよう組織全体で引き続き取り組む必要がある。

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院におけるこれらの改善が一層加速され、実効を挙げるよう、引き続き平成23年度入学者選抜の結果や平成23年新司法試験の結果を踏まえて引き続き改善状況調査が実施される必要があると考える。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了H22試験	H20修了H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
1	北海道大学	80	80	3.38	3.13	62	63	43.1%	40.4%	41.4%	45.8%				
2	東北大学	80	80	2.29	2.63	58	30	36.5%	19.5%	33.7%	20.4%				
3	筑波大学	36	36	4.53	5.58	11	3	25.6%	8.8%	25.0%	5.6%				
4	千葉大学	40	40	4.93	8.51	30	24	43.5%	37.5%	43.9%	48.7%				
5	東京大学	240	240	3.78	3.08	201	216	48.9%	55.5%	50.2%	56.6%				
6	一橋大学	85	85	5.26	4.48	69	83	50.0%	62.9%	54.8%	69.3%				
7	横浜国立大学	40	40	3.96	5.25	17	20	19.1%	25.3%	10.9%	30.4%				
8	新潟大学	35	35	1.83	1.83	9	14	11.0%	17.3%	11.1%	13.1%	●			
9	金沢大学	25	25	2.00	1.68	17	11	31.5%	22.4%	34.5%	19.2%				
10	信州大学	18	18	1.21	1.87	5	4	12.2%	15.4%	11.5%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価においては、概ね適正かつ厳格に評価がなされているが、一部の科目では学生の能力をより適切に評価するための一層の工夫が望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。</p> <p>しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
11	静岡大学	20	20	1.69	1.75	6	4	16.2%	11.1%	13.0%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD活動については、様々な改善が検討されているが、具体的方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。</p> <p>授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組まれていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点があがる。</p> <p>また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言いがたい。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
12	名古屋大学	70	70	5.25	2.95	49	40	35.3%	33.3%	34.9%	30.9%				
13	京都大学	160	160	3.62	3.37	135	145	48.7%	50.3%	51.6%	59.4%				
14	大阪大学	80	80	3.68	3.15	70	52	38.9%	33.5%	37.5%	28.6%				
15	神戸大学	80	80	4.32	4.15	49	73	34.0%	49.0%	37.0%	52.4%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予 定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
16	島根大学	20	20	1.33	1.74	3	1	10.3%	4.3%	6.7%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>学生に対するオリエンテーションの実施や学生との意見交換会の開催等、一定の取組を実施している。</p> <p>成績評価の厳格化のための組織的な取組を行っているが、学生が法科大学院の授業を中心に学修し、修了すれば自信を持って新司法試験を受験することができるよう、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。</p> <p>また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持ってないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。</p> <p>さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
17	岡山大学	45	45	2.04	1.41	8	13	15.1%	25.0%	16.2%	15.2%				
18	広島大学	48	48	1.89	1.66	16	21	20.8%	25.0%	19.6%	15.4%				
19	香川大学	20	20	1.08	1.52	10	3	19.2%	7.1%	14.3%	6.3%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD等を通じ、授業科目間での内容の調整や成績評価の厳格化について改善を行う努力が見られるが、成績評価の結果等を見ると、組織全体で徹底されるまでには至っておらず、引き続き改善の努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
20	九州大学	80	80	2.59	3.05	46	46	26.3%	26.4%	26.4%	28.1%				
21	熊本大学	22	22	2.05	1.69	7	5	20.6%	15.6%	6.3%	17.4%				
22	鹿児島大学	15	15	2.00	1.56	0	2	0.0%	5.7%	0.0%	4.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保が十分になされているとはいえない。</p> <p>学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。</p> <p>また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見	
23	琉球大学	22	22	1.36	2.21	5	4	13.2%	10.0%	14.3%	8.0%	●	●	<p>入学者選抜については、依然として厳しい状況にある。授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学者選抜でも厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
24	首都大学東京	52	65	7.43	8.32	30	34	29.7%	39.1%	32.8%	50.9%				
25	大阪市立大学	60	60	3.15	3.58	31	24	26.1%	25.0%	23.9%	27.7%				
26	北海学園大学	25	30	2.07	1.94	3	7	9.7%	29.2%	7.4%	33.3%				
27	東北学院大学	30	30	1.61	1.53	2	4	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
28	白鷲大学	25	25	1.71	1.39	2	4	5.7%	16.7%	4.0%	12.5%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
29	大宮法科大学院大学	70	70	1.61	1.56	12	12	10.2%	14.8%	3.8%	2.8%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見	
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査			
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見		
30	獨協大学	削減 を含めて 検討	40	1.24	1.45	3	5	3.7%	7.6%	0.0%	4.2%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
31	駿河台大学		48	48	1.32	1.35	7	4	7.6%	5.0%	3.9%	2.1%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての一定の取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っているとはいえない。</p> <p>厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
32	青山学院大学		50	50	2.58	3.27	3	8	3.6%	9.0%	5.9%	7.3%	●	●	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
33	学習院大学		50	50	5.55	3.94	19	21	20.2%	24.4%	25.6%	25.5%				
34	慶應義塾大学		230	260	3.39	3.27	179	147	50.4%	46.4%	53.3%	51.7%				
35	國學院大学		40	40	1.35	2.09	5	6	7.4%	10.9%	8.1%	8.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験		対 象 校	対 象 校	
36	駒澤大学	45	50	1.49	2.03	9	5	13.2%	10.4%	10.0%	4.0%	●			
37	上智大学	90	100	3.98	5.44	33	40	19.6%	27.8%	23.2%	26.9%				
38	成蹊大学	45	50	3.43	4.45	11	14	11.8%	20.6%	9.3%	21.6%				
39	専修大学	55	60	2.47	3.55	19	17	19.6%	20.5%	18.3%	13.5%				
40	創価大学	35	35	2.42	3.52	18	12	19.6%	15.8%	25.0%	12.0%				
41	大東文化大学	40	40	1.16	1.24	2	3	4.3%	7.0%	6.7%	2.8%	●		<p>入学者選抜において、競争性の確保がなされておらず、入学者の質の確保を図るという認識が極めて不十分である。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。</p> <p>個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
42	中央大学	270	300	3.94	4.43	189	162	43.1%	43.4%	47.5%	49.8%				
43	東海大学	30	40	1.35	1.22	2	3	3.6%	6.0%	0.0%	2.8%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>大学として教育の在り方についてすみやかに改善のための具体的措置を検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップする必要がある。</p>
44	東洋大学	40	40	2.11	1.98	7	5	9.1%	7.1%	8.8%	5.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>教員の意識の向上やFD等の取組がされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了H22試験	H20修了H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
45	日本大学	80	100	1.73	1.84	21	20	12.9%	13.1%	7.3%	10.5%			<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的になされているかを見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
46	法政大学	80	100	2.58	2.55	24	25	14.5%	18.1%	10.6%	15.3%				
47	明治大学	170	170	2.17	3.79	85	96	25.4%	31.0%	19.7%	29.3%				
48	明治学院大学	60	60	1.36	1.62	9	9	10.3%	11.7%	6.0%	5.6%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組むなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
49	立教大学	65	70	3.55	3.76	24	25	20.7%	22.3%	26.8%	21.9%				
50	早稲田大学	270	300	2.99	2.72	130	124	32.7%	32.6%	34.8%	34.4%				
51	神奈川大学	35	35	1.85	2.21	8	4	15.1%	6.7%	6.3%	10.0%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組を一定程度行っているが、競争性の確保がなお不十分である。</p> <p>また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点が見られる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっていないかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
52	関東学院大学	30	30	1.13	1.47	3	7	5.5%	12.5%	20.0%	15.4%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。</p> <p>成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
53	桐蔭横浜大学	60	60	1.74	1.81	6	8	7.2%	12.9%	1.9%	8.6%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化や自学自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
54	山梨学院大学	35	35	2.30	3.33	14	12	27.5%	26.1%	34.6%	27.3%				
55	愛知大学	30	40	1.86	2.14	14	20	31.8%	48.8%	27.3%	59.3%				
56	愛知学院大学	25	35	1.35	1.20	3	4	8.8%	15.4%	9.1%	9.4%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後も必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでに至っているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
57	中京大学	25	30	1.44	1.64	6	6	14.3%	15.8%	16.7%	21.1%				
58	南山大学	40	50	1.55	1.91	10	18	13.7%	30.5%	8.9%	19.1%				
59	名城大学	40	40	1.38	1.55	10	7	20.0%	18.9%	15.4%	5.3%				
60	京都産業大学	40	40	1.56	1.52	4	1	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%	●	●	<p>入学者選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。</p> <p>学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言いがたく、状況にあると思われる。</p> <p>また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。</p> <p>入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予 定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
61	同志社大学	120	120	1.53	1.89	55	45	21.0%	19.1%	20.3%	17.9%				
62	立命館大学	130	150	1.80	1.92	47	60	18.9%	24.7%	15.2%	29.6%				
63	龍谷大学	25	30	1.06	1.66	8	5	11.4%	10.4%	1.9%	11.4%	●		<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われている。ただし、修了認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
64	大阪学院大学	30	45	1.54	1.19	3	2	5.5%	5.6%	3.7%	2.4%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。</p> <p>成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。</p> <p>学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。</p> <p>また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。</p> <p>また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップが必要である。</p>
65	関西大学	100	130	1.67	1.97	32	35	14.5%	16.9%	7.7%	15.5%				
66	近畿大学	40	40	1.46	1.34	8	9	14.0%	18.0%	12.1%	21.2%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>授業内容・方法等について、継続的に改善されている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。</p> <p>しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。</p>
67	関西学院大学	100	125	1.88	1.59	37	37	20.3%	19.4%	13.5%	19.7%				
68	甲南大学	50	50	1.41	1.74	11	17	10.0%	18.3%	7.8%	17.1%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
69	神戸学院大学	35	35	1.74	1.30	4	3	10.3%	10.7%	4.5%	9.1%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。</p> <p>現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。</p> <p>また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
70	姫路獨協大学	募集 停止	20	-	1.88	0	2	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%			<p>平成23年度より学生募集停止</p>	<p>入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
71	広島修道大学	30	30	1.12	1.15	7	6	11.7%	12.8%	11.1%	18.8%	●			
72	久留米大学	30	30	1.47	1.36	6	5	11.8%	10.0%	0.0%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。</p> <p>教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を実施する必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
73	西南学院大学	35	35	1.61	1.15	8	10	11.1%	14.9%	9.3%	9.8%	●			
74	福岡大学	30	30	1.18	1.37	8	7	22.2%	18.4%	9.1%	11.1%	●			
計		4,571 (予定)	4,909	2.75	2.81	2,074	2,043	25.4%	27.6%	25.8%	28.2%	8校	28校		

(※)各年度修了者のうち、直近の新司法試験合格者数/各年度修了者数